~代理出産という選択~

《動機》

私は、助産学を学び、母性看護の実習に出る中で、出産する事の大変さ、素晴らしさ、母親・父親になる 方々の思いなどに触れることができた。その上で、子どもを授かりたくても授かれない夫婦の思いについて考え るようになった。その中で、今回は子宮を病気などで失った夫婦にとって子を授かるための最終方法である代 理出産について考えてみようと思い、取り上げる事にした。

●代理出産について

(現状)

代理母出産については、生殖補助医療の進展を受けて日本産科婦人科学会が 1983 年 10 月に決定した会告([1])により、自主規制が行われているため、国内では原則として実施されていない。しかし、代理母出産そのものを規制する法制度は現在まで未整備となっている。

この制度の不備を突く形で、諏訪マタニティークリニック(長野県下諏訪町)の根津八紘院長が、国内初の代理母出産を実施し、2001年5月にこれを公表した。また、タレントの向井亜紀が国内の自主規制を避ける形で海外での代理母出産を依頼することを大々的に公表し、これを実行した。そして、これらの事件により、代理母出産は、その是非も含めて社会的な注目を集めることとなった。

このような状況を受け、厚生労働省及び日本産科婦人科学会は対応策の検討に乗り出したが、その結論は代理母出産を認めないというものであった(厚生労働省の審議会(厚生科学審議会生殖補助医療部会)が2003年にとりまとめた『精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書』及び日本産科婦人科学会の会告[2])。これは、主に妊娠・出産に対するリスクの問題を軽視していること(下記の節を参照)等をその理由としている。

しかしながら、厚生労働省は上記報告書の法制化を公表したにもかかわらずこれを実現できず、また、日本 産科婦人科学会の会告は同会の単なる見解に過ぎず強制力を持たないため、代理母出産の実施に歯止めを かけることはできなかった。そうした中、2006年には、

- 向井亜紀と高田延彦夫妻が 2003 年に代理母出産によって得た子供を養子ではなく戸籍上の実子として扱うよう求めたものの東京都品川区は出生届を受理しなかったため、夫妻側は処分取り消しを東京家裁に申し立てた(2005 年 11 月に却下され即時抗告)事案について、9 月に東京高裁が、1 審の決定を取り消し、品川区に出生届を受理するように命じた決定を下した(但し、2007 年 3 月 23 日の最高裁決定により、この東京高裁決定は破棄されている)事例や、
- 10 月に根津八紘医師が特殊な代理母出産(年老いた母親に女性ホルモンを投与し娘のための代理母にした、というケース[3]、[4])を実施したことを公表した事例

が発生し、それまでも事例の積み重ねにより徐々に認知度を高めていた代理母出産が、再度社会的な注目を集めることとなった。なお、代理母出産に係る事態を収拾できなくなった厚生労働省及び法務省は、2006 年 11 月 30 日、日本学術会議に代理母出産の是非についての審議を行うよう依頼([5])を行い、2007 年 2 月現在、同会議が審議を継続しているところである。しかし、その間にも、日本弁護士連合会が代理母出産を禁止すべきという 2000 年の提言の補充提言を発表([6])したり、根津八紘医師が代理母出産の法制化に向けた私案を公表([7])したりするなど、事態は混迷の様相を深めている。

以上、ウィキペディアより

(http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BB%A3%E7%90%86%E5%87%I

(種類)

代理母出産には以下のケースがあり、従来は卵子提供者が誰かによって呼び分けられていたが、「借り腹」に ネガティブな印象があることから、現在は全て「代理母」と呼ばれている。

- 1. Gestational Surrogacy ··· 代理母とは遺伝的につながりの無い受精卵を子宮に入れ、出産する。借り腹。ホストマザー。
 - 1. 夫婦の受精卵を代理母の子宮に入れ、出産する。
 - 2. 第三者から提供された卵子と夫の精子を体外受精し、その受精卵を代理母の子宮に入れ、出産する。
 - 3. 第三者から提供された精子と妻の卵子を体外受精し、その受精卵を代理母の子宮に入れ、出産する。
 - 4. 第三者から提供された精子と卵子を体外受精し、その受精卵を代理母の子宮に入れ、出産する。
- 2. Traditional Surrogacy ··· 夫の精子(もしくは精子バンク)を使用して代理母が人工授精を行い、出産する。代理母。サロゲートマザー。

病気による子宮摘出などで妊娠できなくなった娘夫婦の受精卵を娘の母親の子宮に移して母親が出産することもあり、日本でも少数ながら実例もある。

以上、ウィキペディアより

(http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BB%A3%E7%90%86%E5%87%BA%E7%94%A3)

(代理出産関連記事)



(山陽新聞 2007年3月24日)

この記事によると、向井亜紀さん夫婦は 2004 年に米国人女性が代理出産した双子の出生届を提出。 品川区が不受理としたため、東京家裁に不服を申し立てた。東京家裁は認めなかったが、東京高裁が受理を命じたため、品川区が許可抗告を申し立て、最高裁が審理していた。2007 年 3 月 23 日に最高裁第二小法廷は受理を命じた東京高裁決定を破棄、法的な実の親子関係は認められないとの決定を下し、出生届は受理されないという結論に至ったと言う。



(日本経済新聞 2007年11月7日)

厚生労働省が行った国民意識調査で代理出産の容認派が初めて半数を超えたことが分かった。世論は 代理出産を容認する考えに傾いてきつつあると考えられる。現実に代理出産を選択することが可能にな 律の方針が必要だと考えられる。 り、社会からも注目されるようになったため、 何らかの-

メドに報告書をまとめる

議を日本学術会議に依 頼。同会議は来年一月を

代理出産などに関する審

厚労省と法務省は昨年、

議論の高まりを受けて

禁じている。 産科婦人科学会が指針で よされていないが、 早本

会(委員長・鴨下重彦東 助医療の在り方検討委員 産の是非について、委員 焦点となっている代理出 日、都内で会合を開いた。 京大学名誉教授)は十三 いだ。意見集約や結論は からは条件付きで容認す一をどうするかについての 性が高まってきた。 理出産が解禁される可能|員会としての結論はまだ べきだとする意見が相次 代理出産 在は認められていない代 まだ先としているが、現 本学術会議の生殖補 十三日の会合では「全 条件付き容認論 学術会議検討委で相次ぐ めるならば、実施条件を 面禁止は今の状況では難 しいのではないか」「認 との発言もあった。 細かく決めるべきだ」と 議論が大勢を占めた。 提に、認める条件や規制 の意見が出た。容認を前 全面的に禁止すべきだ」 ただ一部の委員からは (鴨下委員長)とし 付きで禁止すべきだとの 部会が二〇〇三年、 っては厚生労働省の専門 となった。代理出産を巡 次回会合以降に持ち越し 結論をまとめた。 ており、二十六日に開く

2007年12月14日) (日本経済新聞

代理出産についての方針についての結論が揺れている。代理出産が条件付で解禁される可能性もあるようだ。(今までの記事や、向井亜紀さんの「会いたかった~代理出産という選択~」「プロポーズ~私たちの子どもを産んでください。」を読んでみての思い。)

代理出産は、病気などで子宮を失った女性にとっては、唯一、子どもを得る方法である。また遺伝的にも父と母との繋がりがある。代理出産は希望の光である。確かに、代理出産は子宮を失った夫婦でも、子どもをつくれるというメリットは大きい。しかし慎重に考えないといけない部分も多くある。

例えば、まず第三者の体を借りないといけないということである。出産するということが、どれほど女性の体に負担をかけるものかは計り知れない。それに対しては、お金を支払って契約するのだろう。この金額はかなり 高額である。

ここでもまた問題が生じる。この金額を払えない人は、代理出産を選択することはできない。代理出産はお 金持ちの人しかできないということになる。お金が絡めばもちろん営利目的の商売が始まる事が予想される。 また、それを上手に使った詐欺行為も生まれるかもしれない。

夫婦の精子と卵子を体外受精させ、第三者の女性の子宮に入れて産んでもらうという方法を考える時、精子や卵子を採取し体外受精させるまでには大変な精神的・肉体的苦労を伴うとは思うが、その後は第三者である代理母に託し、一定の期間の後、いきなり我が子ができるのである。我が子をお金で買うというような感覚にはならないだろうか。人間の生殖を商売にするのは賛成できない。

誰しもが、我が子は元気で問題なく生まれてくることを疑わない。しかし、人間が精密機械ではない以上、分娩が終了するまで、子どもが問題なく生まれてくるかどうかは分からない。受精の時点で、染色体に異常が起こることもあれば、妊娠中に母体に負担がかかり、胎児に影響を及ぼす事もある。また、妊婦が感染症になり、胎児に異常が現れることもある。分娩が正常に進まず、子どもが障害を背負うことや、手を尽くしても亡くなってしまうことだって考えられる。予想していなかった事態になった時、「あれ程の大金を払ったのに」と思ったり、引き受けてくれた代理母の方を恨んだり、子どもに愛情を注げなくなったりするかもしれない。親としての責任も逃れようとすることは無いだろうか。

もちろん、皆がそうなるとは思っていない。向井亜紀さんの「会いたかった~代理出産という選択~」という本を読み、代理出産を引き受けてもらった人に対する思いや、我が子に対する思い、一つ一つのステップが緊張で、一つ一つに覚悟を決めつつ前に進んでいたということを知った。向井さんのように、生まれてくる子に対して何があろうと責任を持てるという気持ちがある人もいる。そういう人であれば、代理出産を選択したとしても問題ないと思う。応援したいとも思う。

しかし、そのような考えの人ばかりではないと思う。子宮もあるし、体に問題がなくても、自分の容姿が崩れるのが嫌、痛むのが嫌という理由で、自分で産みたくないと思う人もいると思う。このような人達もお金を払って、代理出産をするかもしれない。だからこそ、私は規制する事が必要だと思う。規制することは、一見望みを絶ってしまっているようであるが、人間を人間として守るために必要なことでもあると思う。今までは法律で規制されていなかったが、代理出産についての法律を作る動きがある。何らかの方針を示すということは、高度医療ができるようになってきた現代には必要な事だと思う。

多くの問題点があるものの、子宮をなくした夫婦にとっては希望であることは変わりない。社会の動きとしては、代理出産を容認する意見が増えてきているという現状を考慮しつつ、決めていかなくてはならない。冷静に様々な角度の視点からの意見を聞き、柔軟な決断が下されることを願う。

また、代理出産は、それ自体の是非の問題に加え、既に生まれた子どもたちの将来を左右する問題でもある。すでに代理出産で誕生した子どもの戸籍問題については、迅速に何らかの指針を打ち出さなければならない。全ての人が納得することは無理かもしれないが、混乱を起こさない解決がなされることを願っている。

(引用文献)

- •山陽新聞
- •日本経済新聞

(引用ホームページ)

 $•\ http://ja.wikipedia.org/wiki/\%E4\%BB\%A3\%E7\%90\%86\%E5\%87\%BA\%E7\%94\%A3$

(参考文献)

・向井亜紀著:プロポーズ ~私たちの子どもを産んでください。~ 会いたかった ~代理出産という選択~